

児童手当からの学校給食費等の申出徴収（支払）について

1. 制度の概要

児童手当の受給者（公務員を除く）が学校給食費、学用品等、学童保育利用料、保育料等を滞納している場合、それらの費用の支払に児童手当を充てる申出をすることにより児童手当等から徴収することができる制度です。※滞納している費用に限られます。

2. 制度の具体例

◆対象児童：10歳の小学生 ◆対象費用：学校給食費

◆児童手当：10,000円／月額（偶数月の各期に2か月分が支給されます。）

（1）全部徴収の場合

児童手当を各期 20,000 円充てる場合

対象期	徴収額	受給者への支給額
8月期	20,000円	0円
10月期	20,000円	0円
12月期	20,000円	0円
2月期	20,000円	0円
4月期	20,000円	0円
6月期	20,000円	0円
合計額	120,000円	0円

（2）一部徴収の場合

児童手当を各期 10,000 円充てる場合

対象期	徴収額	受給者への支給額
8月期	10,000円	10,000円
10月期	10,000円	10,000円
12月期	10,000円	10,000円
2月期	10,000円	10,000円
4月期	10,000円	10,000円
6月期	10,000円	10,000円
合計額	60,000円	60,000円

児童手当担当 → 債権者

徴収した児童手当を全額債権者に支払

児童手当担当

債権者

徴収した児童手当の一部を債権者に支払

受給者

徴収後の残額を支払

3. 手続き

児童手当等の受給者が債権者に各支払期の前月 15 日（奇数月のそれぞれ 15 日）までに指定様式の申出書を提出することで、提出日以後の児童手当等が徴収されます。

4. 問合せ

対象費用	問合せ先	備考
学校給食費	学校給食課（TEL：072-447-6471）	
学用品等	各公立小中学校、各公立幼稚園	※実施していない学校等もあります。
学童保育利用料	子育て支援課（TEL：072-423-9610）	
下記以外の保育料等	子育て施設課（TEL：072-423-9483）	
民間認定こども園に係る保育料等	子育て支援課（TEL：072-423-9624）	※実施していない園もあります。
当制度に関すること	子育て支援課（TEL：072-423-9624）	

※民間認定こども園に係る保育料等に対して当制度を利用されたい場合は、まず子育て支援課に連絡してください。子育て支援課と民間認定こども園で協議のうえ、民間認定こども園の許可があれば、当制度を利用することができます。